

○品田委員長 ただいまより、経済文教常任委員会を開会いたします。

本日の出席委員は全員であります。

それでは、会議を進めてまいります。

初めに、1、令和3年第3回定例会提出議案についてを議題といたします。認定第1号、令和2年度旭川市一般会計決算の認定について、認定第3号、令和2年度旭川市動物園事業特別会計決算の認定についての以上2件につきまして、理事者から説明願います。

○三宮経済部長 認定第1号の令和2年度旭川市一般会計決算のうち、経済部所管分につきまして御説明申し上げます。

資料はございませんが、経済部全体の決算について申し上げます。歳入では予算現額71億504万6千円に対しまして、収入済額は57億6千611万4千590円で収入率は81.2%となっております。主な収入減の理由といたしましては、歳出における貸付金の執行額に応じて減少したものでございます。次に歳出ですが、5款労働費と7款商工費を合わせまして予算現額101億8千798万8千700円に対しまして、支出済額は82億3千747万8千875円で執行率は80.9%となっております。主な不用額の理由といたしましては、中小企業振興資金融資事業費の貸付金が見込みを下回ったことによるものでございます。

続きまして主な事業につきまして、主要施策の成果報告書により御説明を申し上げます。27ページを御覧ください。食品産業支援費388万7千円です。旭川食品産業支援センターと連携し、食品開発に係る相談や食品試験分析をはじめ、衛生管理や食品表示に関するセミナーを実施したほか、地域企業による地場農産物を活用した食品の開発を支援するなど、食品産業の振興や地域資源としての食に関わる機運の醸成を図ったものでございます。

次のページ、28ページ、デザイン推進事業費1千356万1千円です。地域産業のブランド化やイノベーション創出による経済の活性化を図るため、関係機関と連携しデザイン経営に係るセミナーの開催や、子ども向けのデザイン冊子の製作に取り組んだほか、研修やワークショップを通じて、デザイン思考によって課題解決を図ることができる人材の育成を図ったところでございます。

次のページ、29ページ、若者地元定着促進費224万7千円です。若年者等の市外流出を食い止め、地元定着を促進するため就職支援機関との連携による各種イベントの実施のほか、旭川市企業情報提供サイトの利用促進や、正規雇用を促進するための補助金の交付を行ったものでございます。

次のページ、30ページ、若者地元定着奨学金返済補助事業費422万2千円です。大学等への進学者が卒業後に市内で就業及び居住した場合に、奨学金返済の一部につきまして補助を行ったものでございます。

次のページ、31ページ、旭川圏トライアルワーク連携支援費1千298万6千円です。職場体験やインターンシップの効果的な活用により、多様な人材の就業、定着を促進し旭川圏域の労働人口の維持、向上を目指すため、旭川圏トライアルワーク推進協議会に対し負担金の交付を行ったものでございます。

次は、飛びまして37ページでございます。ICTパーク（仮称）運営費4千480万4千円で

す。eスポーツを核とした中心市街地のにぎわい創出や、プログラミング的思考体験を通じたIT人材の育成を図るため、本市中心部にICTパークを整備し、eスポーツ大会やプログラミング教室などの事業を展開したものでございます。

次からは、新型コロナウイルス感染症対策に係る事業でございます。70ページを御覧ください。家具等国内外販路拡大支援費167万4千円です。本地域の木製品の販路拡大と販路開拓を図るため、中止となった展示会の開催に代えてプロモーション動画を作成し発信したほか、巣籠もり需要など新生活様式に対応したクラフトコンペティション事業により、製品開発を支援したところでございます。

次のページ、71ページ、地酒消費拡大緊急キャンペーン費3千万円です。市内の酒造メーカーや酒販店、さらには飲食店を支援するため、旭川酒販協同組合が取り組む地酒等の消費拡大に向けたキャンペーン事業を支援したものでございます。

次のページ、72ページ、地場産品消費拡大支援費6千751万3千円です。市内の食関連事業者等が取り扱う商品の消費拡大を図り、域内における地場産品の認知度を高めるとともに、地場企業の事業継続を支援するため、販売価格の倍額相当が入った地場産品の詰め合わせセットを合計1万456セット販売したものでございます。

次のページ、73ページ、中小企業振興資金融資事業費57億1千502万4千円です。市内中小事業者の経営の維持、発展及び経営基盤の強化のほか、経営革新の取組や新規創業等に必要な資金需要に応えるため、各種の融資制度を設け円滑な資金の供給を行ったものでございます。令和2年度におきましては、新型コロナの影響により売上高が一定割合減少している中小企業者に対しまして、信用保証料の全額、当初3年間の全額利子補給を行うことにより、緊急的な資金繰り支援を行ったものでございます。

次のページ、74ページ、休業等事業者緊急支援金4億2千493万9千円です。令和2年4月25日から5月31日までの期間、北海道知事からの休業等の要請に協力した事業者に対しまして、北海道の支援金に上乘せ給付を行ったほか、北海道の支援金の対象とならない事業者に対しまして、本市独自の支援金を給付したものでございます。

続きまして、75ページ、飲食店緊急応援支援金4億1千82万8千円です。新型コロナの感染拡大に伴う忘・新年会の中止等により、年末年始の経営に大きな影響を受けた飲食店に対しまして、事業継続に向けた緊急的な支援として1店舗当たり20万円を給付したものでございます。

続きまして、認定第3号の令和2年度旭川市動物園事業特別会計決算につきまして御説明申し上げます。歳入歳出決算事項別明細書の157ページの旭川市動物園事業特別会計を御覧ください。

まず、資料はございませんが、令和2年度における旭山動物園の状況について、概要を御説明いたします。将来に向けた施設整備や園の安定的な運営を図るため、12年ぶりとなる入園料の全面改定を行い、新たな枠組みでのスタートとなったところでございますが、一方で、新型コロナにより入園者及び入園料収入が大幅に減少し、園の運営にも大きく影響を受けたところでございます。入園者数につきましては、前年度比87万1千455人減の51万9千973人となったところでございます。そのような中でも、園の魅力維持や利便性の低下を招かないよう、真に必要な施設整備を行うとともに、SNSを活用したライブ配信や市内商業施設等での動画放映など、さらなる魅力発信に努めたほか、入園券の外部販売の拡大やキャッシュレス化の導入などにより、入園者の利

便性向上を図り、運営水準の維持に努めたところでございます。

それでは、令和2年度の動物園事業特別会計全体の決算について御説明申し上げます。歳入歳出決算事項別明細書の160ページになります。歳入合計につきましては、予算現額18億4千455万8千円に対しまして、収入済額は15億2千945万1千916円でありまして、収入率は82.9%となっております。このうち、主な歳入でございます入園料につきましては、戻りまして158ページ上段になります。1款1項1目入園料で、予算現額4億785万8千円に対しまして、収入済額は3億245万4千70円でありまして、収入率は74.2%となっております。

次に、162ページを御覧ください。歳出合計につきましては、歳入と同額となりますけれども、予算現額は18億4千455万8千円に対しまして、支出済額は15億2千945万1千916円であり、執行率は82.9%となっております。このうち主な事業について申し上げますと、1款1項1目総務管理費の施設管理費につきましては8億8千84万8千120円、施設整備費は1億100万3千131円となっております。主な整備内容といたしましては、旭山動物園初となる昼夜逆転施設、エゾモモンガ舎の新築工事や、老朽化が激しいサル舎の改修を行ったところでございます。また、平成25年のきりん舎、かば館以来となります大型施設（仮称）えぞひぐま館の整備で1億2千975万6千円となっております。

以上、令和2年度、経済部の決算でございます。

○三宅観光スポーツ交流部長 認定第1号の令和2年度旭川市一般会計決算のうち、観光スポーツ交流部所管分につきまして御説明申し上げます。

初めに、資料はございませんが、部全体の決算について申し上げます。まず歳入でございます。予算現額15億9千980万2千円に対しまして、収入済額は12億9千784万7千837円、収入率は81.1%となっております。歳入の主な内容としましては、17款国庫支出金が3億8千616万5千892円、23款諸収入が5億2千670万2千413円、24款市債が2億6千417万8千円などとなっております。次に歳出でございます。予算現額22億2千817万9千760円、支出済額は19億1千812万5千907円となっております。また、令和3年度への繰越額は1億4千525万6千408円であり、これは、旭川宿泊応援事業費の一部について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い事業停止期間が長期化したことにより、令和3年度も継続して事業を実施するために繰り越すこととなったものでございます。この繰越明許費を除いた不用額は1億6千479万7千445円で、執行率は86.1%となっております。

続きまして、部所管の事業につきましては、経常費が7事業、臨時事業費が31事業、合わせて38事業執行しておりますが、その主なものにつきまして、令和2年度主要施策の成果報告書により説明いたします。

初めに26ページを御覧ください。通年生涯スポーツ振興費843万2千円でございます。この事業は、市民のライフスタイルに応じて、身近な生活の場にスポーツを取り入れる生涯スポーツの振興を目的に、年間を通じて市民が主体的にスポーツやレクリエーション活動に取り組むことのできる機会の創出や環境づくりを行うために、各施策を実施したものです。

次に39ページを御覧ください。観光受入体制充実費231万7千円でございます。この事業は、近年関心が高まっているアイヌ文化に関わる観光モデルコースマップの製作など、観光客の受入れ体制の充実を図り、滞在を促進するための各施策を実施したものです。

次に40ページを御覧ください。大雪カムイミントラDMO推進費6千770万5千円でございます。この事業は、1市7町の圏域全体で滞在型・通年型観光を促進するDMOの活動を支援したものです。

続きまして、新型コロナウイルス感染症対策に関わる事業について御説明いたします。78ページを御覧ください。ホテル・旅館業事業者緊急支援金4千274万円でございます。この事業は、感染症の影響により大きく需要が落ち込んだ宿泊事業者に対し、事業継続に向けて支援したものです。

次に79ページを御覧ください。教育旅行等誘致事業費452万円でございます。この事業は、感染対策を講じた市内宿泊施設に修学旅行に代表される教育旅行を誘致するとともに、市内における観光、宿泊、飲食等を促すため、教育旅行に対しての助成等を実施したものです。

次に80ページを御覧ください。飲食おもてなし事業費1億7千811万4千円でございます。この事業は、感染症の影響から落ち込んだ観光宿泊客数及び地域経済の回復等を目的に、市内で使用できる飲食の割引券の発行事業を行う団体に対し、助成を実施したものです。

以上が、一般会計決算のうち、観光スポーツ交流部所管の決算概要でございます。よろしくお願いいたします。

○和田農政部長 認定第1号、令和2年度旭川市一般会計決算のうち、農政部所管分につきまして御説明を申し上げます。

初めに、資料等はございませんが、歳入の概要についてでございます。予算現額10億8千57万2千円に対しまして、収入済額が8億9千60万597円で、収入率は82.4%となっております。次に、歳出の概要でございますが、予算現額16億9千545万3千円に対しまして、支出済額が14億6千185万3千532円で、執行率は86.2%となっております。

続きまして、農政部所管分の主な事業につきまして、主要施策の成果報告書により御説明を申し上げます。

初めに32ページを御覧ください。強い園芸産地づくり支援費、決算額1千74万6千円でございます。野菜作付縮小に歯止めをかけ、増産の足がかりとするため、耐久性及び作業効率の高いハウスの新設や建て替えについて、10戸の農家に対しまして19棟の導入支援を行い、生産性の向上を図るとともに、本市の特色であります安全、安心なクリーン農業の推進を支援してまいりました。

次に33ページ、森林整備対策費2千83万2千円でございます。森林資源の循環利用を推進するため、北海道と一体となって民有林の造林39.6ヘクタールを支援したほか、森林環境譲与税を活用して間伐9.74ヘクタール、下刈り151.01ヘクタールなど、民有林の計画的整備の推進を図るとともに、木材利用の促進や森林の果たす役割の普及啓発、北海道立北の森づくり専門学院への支援など、担い手育成に向けた取組を行いまして、林業の活性化を図りました。

次に34ページ、施設園芸スタートアップ支援費139万3千円でございます。担い手等が新たに施設園芸に挑戦する動機づくりのため、水稻育苗後ハウスを利用した養液栽培の導入支援を1戸、2棟に対し、また、冬期野菜の栽培に係る支援を4戸の農業者に行い、ビニールハウスの未利用期間の有効活用や、冬期間の収入増などの支援など、新たな取組を行う農業者の経営安定や所得向上を図ってまいりました。

次に35ページ、新規事業で、林業担い手確保・育成支援費1千955万円でございます。森林整備の効率性、安全性の向上を図るとともに、担い手の通年雇用や育成に向けた環境整備を進めるため、森林環境譲与税を活用して伐採、集材など多用途に使用できますフェラーバンチャーなどの大型林業機械の導入を3団体に対して支援し、林業事業者の体制強化を図ってまいりました。

続きまして、決算事項別明細書により御説明を申し上げます。101ページを御覧ください。その右側の備考欄、農業経営指導費の下、3つ目のアスタリスク、担い手確保・育成バックアップ対策費1千688万9千650円でございます。多様な農業経営の発展を推進するため、農業者や後継者の育成体制の構築、さらには若手経営者の多角化や経営判断力向上の取組を後押しするなど、将来の地域農業のリーダー等となる人材の育成を支援いたしました。また、新型コロナウイルス感染症予防に配慮いたしました新しい生活様式に対応するため、労働者を雇用する農家31戸に対しまして、休憩所や手洗い場など、必要な施設の整備48件の支援を行い、農業者における労働環境を整えてまいりました。

次にその下の欄、下から6つ目のアスタリスク、観光農園（果樹）応援事業費289万5千342円でございます。新型コロナウイルス感染症の影響による市内観光農園における利用客や需要の減少に対応するため、市内の全小学生を対象に、サクランボ狩りの無料入園券付チラシを配付し、地場における旭川産果樹のPRや販売拡大、地産地消に向けた取組を行う団体へ支援を実施いたしました。期間中の来園者数は、クーポンを利用した小学生は2千179人、同伴の大人は1千976人、クーポンを利用しない同伴者は1千197人で、合計で5千352人となりました。

最後に一番下の欄、1つ目のアスタリスク、土壌診断推進費419万6千836円でございます。クリーン農業の推進に向け、健全な土作りと作物別の適正施肥栽培の普及を図るために、主に生産農家を対象とし、土壌診断及び施肥指導を実施いたしました。土壌診断に当たりましては、関係機関と連携し、土壌サンプルの受付、分析、生産者への施肥指導等を実施しており、令和2年度における土壌診断の受付件数は1千413件でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○品田学校教育部長 認定第1号、令和2年度旭川市一般会計決算の認定について、学校教育部に関連するものにつきまして御説明申し上げます。

資料はありませんが、学校教育部所管全体の決算額につきましては、歳入では予算現額62億6千495万3千円に対し、収入済額45億8千8万4千633円であり、執行率は73.1%となっております。また、歳出では予算現額123億6千16万9千円に対し、支出済額97億3千590万7千505円であり、執行率は78.8%となっております。

次に、主な事業につきまして、主要施策の成果報告書により御説明申し上げます。

最初に21ページになります。特別支援教育推進費1億4千87万3千円につきましては、特別な教育的ニーズのある児童生徒に対し、適切な教育的支援を行うことができるよう特別支援教育補助指導員83名を配置し、特別支援教育を推進したというものでございます。

次に22ページになります。就学助成費（小学校／中学校）4億2千857万円でございます。経済的な理由により就学が困難とならないよう、給食費や学用品費等の支援を行いまして、保護者負担を軽減したものでございます。特に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が激変した家庭を対象に、申請受付を行ったところでございます。

次に24ページになります。教職員活動費（小学校）256万4千円であります。学校現場を取り巻く環境が複雑化、多様化し、学校に求められる役割が増大している状況に教職員が対応できるように、教職員の資質能力の向上を図るため、教職員を対象に実施する集合形式による研修の一部をオンデマンド形式による研修に切り替え、教職員の負担を軽減するとともに、円滑に業務を遂行できる体制の整備を図ったというものでございます。

次に25ページになります。部活動指導員配置促進費233万2千円であります。旭川市立の中学校において、適切な練習時間や休養日の設定など、部活動の適正化を進めるため、令和2年度は中学校8校に部活動指導員を8人配置いたしまして、生徒への専門的な指導の充実及び教員の部活動指導等に係る負担軽減を図ったというものでございます。

次に44ページになります。小中連携一貫コミュニティ・スクール推進費110万2千円あります。担当職員による学校訪問等の支援を行い、全中学校区で小中合同研修や、小中共通の学習ルールによる指導など、義務教育9年間を見通した教育活動を実施したほか、コミュニティ・スクールにつきましては、新たに12校に導入をいたしまして、学校運営協議会を設置し、委員の任命を行ったというものでございます。

次に68ページになります。学校施設改修費（小学校／中学校）2億9千59万4千円あります。新型コロナウイルス感染症対策としてトイレの洋式化を進めるとともに、老朽化した設備の改修を実施しまして、児童生徒に安心、安全な教育環境を提供したというものでございます。

最後になります。69ページです。学校ICT環境整備費19億5千415万9千円あります。市内の全市立小中学校の高速大容量の情報通信ネットワーク及びタブレット端末等のICT機器を整備したというものでございます。

学校教育部における認定第1号、令和2年度旭川市一般会計決算の認定につきましては以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○高田社会教育部長 認定第1号、令和2年度旭川市一般会計決算の認定のうち、社会教育部所管分の概要について御説明申し上げます。

初めに、資料はございませんが、全体の決算について申し上げます。歳入につきましては、予算現額4億2千85万8千円に対しまして、収入済額は2億4千222万3千415円であり、収入率は57.6%となっております。また、歳出につきましては、予算現額15億8千541万9千167円に対しまして、支出済額は14億2千236万3千341円であり、執行率は89.7%となっております。

続きまして、主な事業につきまして、主要施策の成果報告書により御説明申し上げます。

成果報告書の45ページを御覧ください。ジオパーク構想推進費、決算額634万6千円ありますが、本市や周辺地域が有する地質遺産を保全しながら、郷土愛の育成や地域振興を図ることを目的としたジオパーク構想を推進するため、本市と周辺自治体、関係団体で構成する大雪山カムイミンタラジオパーク構想推進協議会において、神居古潭峡谷、上川盆地、大雪山を対象としたジオパークの認定に向けた検討や情報収集を行ったほか、事業活動では、パネル展示やジオパーク講座、ガイドツアーなどを開催するとともに、昨年度に引き続き、地域おこし協力隊を専門員として任用し、活動を継続してまいりました。

次に49ページ、新規事業の中原悌二郎賞創設50周年記念事業費245万3千円ありますが、

中原悌二郎賞が50周年を迎えたことから、企画特別展を開催したほか、50周年を記念した旭川叢書第36巻「中原悌二郎賞と旭川の彫刻」の刊行により、中原悌二郎賞について改めて周知を図るとともに、彫刻のまち旭川の魅力を発信する機会といたしました。

次に50ページ、こちらも新規事業で、アイヌ施策推進費423万7千円ではありますが、国のアイヌ政策推進交付金を活用して令和2年度から新たに取り組んだ事業であり、博物館と民間アイヌ施設における小中学生のアイヌ学習プログラムの実施や、博物館が収蔵するアイヌ資料のレプリカ作成やデジタル化、民間アイヌ施設との協働によるアイヌ文化を紹介する小冊子の作成など、アイヌ文化の保存伝承と理解の促進を図ってまいりました。

続きまして、決算事項別明細書により御説明いたします。129ページを御覧ください。10款5項2目の公民館費の4番目にごございます地域を支えるシニア世代人材育成費597万4千5円ではありますが、フィール旭川内に開設しているシニア大学と大学院において、まちづくりや地域活動などに関する学習を行うとともに、課外では、ごみのポイ捨て禁止運動や赤い羽根共同募金の街頭募金活動に参加するなど、地域での自主的活動に取り組む意識の醸成に努めてまいりました。

次に、同じく129ページの3目図書館費の3番目、図書館事業活動費58万9千893円についてではありますが、子どもの読書習慣の形成を図るため、第4次旭川市子ども読書活動推進計画を新たに作成し、計画に基づき、旭川市子ども読書活動推進講演会や絵本の読み聞かせボランティア養成講座、子育て支援絵本講座などの各種事業を関係団体と連携しながら実施してまいりました。

次に131ページ、4目博物科学館費の下から2番目、アイヌ文化振興費108万7千673円につきましては、アイヌ民族の歴史や文化に対して市民の理解を深めるとともに、アイヌの人々の文化伝承事業を支援するための事業として、市内小学校などでのアイヌ民族音楽会や、市民を対象としたアイヌ文化に親しむ日の開催のほか、アイヌの踊りや歌、食文化についての動画配信や、アイヌ関連講座の開催などを行ってまいりました。

次に、同じく131ページの4目博物科学館費の一番下、科学館施設整備基金積立金1千400万10円でごございますが、当該基金につきましては、課題でありました自主財源の確保を目的に令和2年度に新設したもので、今後、新たな常設展示機器の導入や特別展、企画展といった事業を行うための財源として活用する予定でございまして、既に令和3年度におきましては、基金を活用し、2つの常設展示の新設とものづくりに関わる新規事業の実施に取り組んでおります。

最後に、同じく131ページの6目大雪クリスタルホール費の3番目、音楽堂自主文化事業費359万9千844円についてではありますが、国内外の質の高い優れた演奏を聴く機会を幅広い層の市民に提供し、音楽、芸術に対する市民の理解と関心を高めるため、「仲道郁代ピアノ・リサイタル」や子どもも楽しめる「クラシックを遊ぶ音楽実験室」などの自主文化事業を実施してまいりました。

以上、社会教育部所管に関わります決算概要の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○品田委員長 ただいまの説明につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○品田委員長 なければ、本日のところは説明を受けたということにとどめておきたいと思っております。議案の説明に関わり出席している理事者の皆さんにつきましては、退席していただいて結構です。

次に、2、民間からの児童・生徒に関する相談事項に対する学校の対応についてを議題といたします。この件につきまして、上野委員から発言の申出を受けております。

それでは、御発言願います。

○上野委員 皆さん、おはようございます。

10月になりめっきり寒くなりまして、ちょっと私の手も冷たくて、もみながらやらせていただきますが、昨日は大変悪天候で、特に、隣の町、東川町では竜巻の被害によって電信柱が倒れたショッキングな映像が流れまして、けがをされた方も2人ほどいらっしゃるということで、心よりお見舞いを申し上げたいと思います。旭川は今のところ、何か特別大きな被害はなかったように聞いておりますので、その辺については非常に安心しているところであります。

それでは、テーマを設定させていただきまして、私のほうからこのことについて何点か、教育委員会に対して質疑をさせていただきます。このテーマにつきましては、8月25日に当委員会において能登谷委員が取り上げた内容に関連した内容ですけれども、私の視点から質疑をさせていただきますと思います。

現在、旭川市の教育問題は全国的に注目されており、そのため、旭川市の教育委員会や教員、学校に対して、多くの方から御指摘をいただいているところでございます。学校、教育委員会の信頼回復についてはかなり時間を要すると懸念をしているところでもあります。旭川の教育界で33年間お世話になった私にできること、これは学校現場でどのようなことが行われているのかを明らかにし、正しい情報を市民の皆様にお知らせすることだと思っております。

そこで、8月25日に示された資料、民間の相談所から学校への相談に対する学校の対応について、私の経験から疑問に思いましたので、教育委員会に対し質問いたします。まず初めの質問は、元教員だった私ですから、当然知っている内容ですけれども、退職して6年もたちましたので、その意味合いで質問させていただきたいと思います。

まず最初に、学校に民間の相談機関から情報提供があった場合には、どのように対応するのか、お答えをいただきたいと思います。

○末木学校教育部教育指導課主幹 学校に、民間の相談機関からいじめに関する情報提供があった場合の対応につきましては、一般的に、学校における外部の機関や地域との対応窓口は教頭が担う場合が多く、教頭から校長に情報提供の内容等の報告がなされ、学校いじめ防止基本方針に基づき、校長の指示の下、学校いじめ対策組織を開催し、教職員による情報の共有や事実関係の把握、いじめの認知の判断、児童生徒への指導及び保護者への支援など、組織的に対応することとしております。また、一般の教員がいじめに関わる情報提供を受けた場合においても、速やかに管理職への報告がなされ、同様の対応となります。

○上野委員 今の答弁を聞きまして、私が現職のときと変わってなく、組織的に動いているということがよく分かりました。管理職には必ず連絡が届くようになっているということを確認させていただきました。

それでは、その情報というのは教育委員会に報告されるかどうかについてお答えください。

○末木学校教育部教育指導課主幹 学校に、民間の相談機関からいじめに関する情報提供があった場合において、全ての事案についての報告は求めておりませんが、学校がいじめと認知した事案については、全て教育委員会に報告されることとなっており、民間の相談機関らの情報提供により把

握した事案についても同様の対応になっております。

○上野委員 全てではないけれども、委員会に報告される事項もある、それは学校の判断によるということでもよろしいですね。

私は教頭を5年間、校長を8年間、計13年間、管理職をさせていただきました。やはり私も管理職時代に何度か報告をさせていただいたということが今も思い出されます。

それでは次に、民間からそういう相談を持ちかけられて、実際に学校が組織的に動いて対応した場合については、民間の相談機関に対して、その対応の結果については報告をするのかどうかということについて、お答えいただきたいと思います。

○末木学校教育部教育指導課主幹 対応の状況や結果につきましては、情報提供をいただいた相談機関との連携体制を強化する上でもお知らせすることが大切であると考えておりますが、相談者の了解を得るなど、個人情報保護の観点からの配慮が必要になるものと考えております。

○上野委員 確かに、個人情報なんかがありますから、全ては報告できないということもよく分かります。ただ、大筋、どんな対応をしたのかということは、相談があった場合は報告するようになっているというふうに受け止めました。

それでは、ここからちょっと視点を変えますが、8月25日に示された、きらきら星さんと学校との連携状況についてお尋ねいたします。質疑の中では、過去5年間に学校に相談した相談件数と、学校が対応した件数が示されました。5年間なんですけれども、私は直近の令和2年度の連携状況についてだけお聞きします。そのときに示された件数をもう一度言いますけれども、小学校への相談件数が48件、中学校への相談件数が19件あって、それに対し、学校の対応がゼロ件というふうになっておりました。この数字を聞いたときに、自分の経験から、その数字というものに不自然さを感じました。学校が、相談されたことに対して対応しないということはないと確信しております。特に、令和2年度は特殊で、教育問題がマスコミ等でも報じられておまして、学校はいつもよりも神経質になっていたと考えられます。そのような中で、相談を持ちかけられておきながら学校が対応しない、ゼロ件というのはちょっと信じられないことだと感じました。

その件につきまして、私は委員会が終わった後、教育委員会に対して学校への調査を依頼いたしました。その結果と、教育委員会としてどのようにその点を押さえているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○辻並学校教育部教育指導課長 9月に全小中学校の管理職に対しまして、当該の相談室との連携状況について、電話により聞き取り等の調査を行ったところ、過去にいじめ等に関する相談や情報提供を受け、対応した事例はございましたが、令和2年度は当該の相談室から学校への情報提供については、確認できなかったところでございます。

○上野委員 今お答えいただいたことについて、もう一度確認させていただきますけれども、令和2年度については学校側に対して相談の実態はなかったということでもよろしいでしょうか。

○辻並学校教育部教育指導課長 そのとおりでございます。

○上野委員 8月25日に示された、民間から相談された件数と委員会の調査に食い違いがあります。記憶がはっきりしない管理職も中にはいると思いますし、忘れていた教頭や校長もいたりするのかなとも感じながら聞かせていただきましたけれども、私はそのまま何もなかったとは受け止めてはおりません。

そういった結果を受け止めながら、教育委員会としては、8月の当委員会の後に当該の民間の相談所、きらきら星さんとどのような連携をしたのか、お示しをいただきたいと思います。

○辻並学校教育部教育指導課長 8月の本常任委員会後、当該の相談室の方と教育指導課職員とがこれまでに3回面談を行いまして、今後の連携方法等について確認をし、共通理解を図っているところでございます。具体的には、当該の相談室が、いじめなど学校や教育委員会との連携が必要な相談を受けた場合には、相談者に対して、学校や教育委員会に直接相談するよう助言していただくとともに、相談者の了承の下、教育委員会に相談内容等の情報提供をいただくなど、民間の相談機関へのいじめ等の相談について、学校や教育委員会が把握し、対応できる連携体制の構築に取り組んでいるところでございます。

いじめ問題への対応につきましては、学校外で発生するいじめなど、学校だけでは早期に発見することが難しい事案もあり、民間の相談機関等からの情報提供については、いじめの早期発見のための貴重な情報として対応することが大切であると認識しておりますことから、今後、民間の相談機関と学校との連携が一層円滑に図られるよう努めてまいりたいと考えております。

○上野委員 そのような連携をとということでお話を伺いました。

最後に、質問ではなく私の意見と指摘をさせていただきたいと思うんですけれども、民間の相談所から示されたデータと教育委員会の調査との食い違いというのがあるというふうに先ほど聞きました。この件につきましては、先ほども申し上げたように、教育委員会の調べた調査が絶対的なものであるとか、民間の相談所から示されたデータが絶対的であるとか、私はその白黒をつけようとは思っておりません。ただ、やっぱり今後調査を継続してやっていただければなというふうに考えております。

私個人としては、学校現場にいた者として、多くの学校の先生方は誠意を持って対応を行っていると感じております。子どものために一生懸命頑張ろうという気持ちは、私の先輩たち、後輩たちも見ておりましたけれども、私はもう切に感じながら管理職をやらせていただいておりますので、学校が全て駄目なわけではないというふうに私は思っております。

最後に、私が今回の質疑を行った理由についてお話をして終わりたいと思いますが、まずは、学校や教育委員会の信頼回復です。現在、本市のいじめ問題について全国的な関心事となり、教育委員会や学校に対し、多くの批判や御指摘をいただいております。しかしながら、各学校においては今述べたように、誠実に子どものために頑張っているということを知っていただきたいと思ったからです。次は、民間の相談所の存在意義についてです。子どもたちにとって、最後のとりでと言っても過言ではないと思います。そこで知り得る情報は、学校や教育委員会が知り得ないものであり、それらについてはそこだけの情報でありますから、先ほど教育委員会からお話があったように、やはり何らかの方法で連携して共有することで、その子どもたちの思いというのは生きてくるんだと私は思っています。

教育は、本当に学校だけではできません。学校だけでやっているなんて思っておりません。家庭や地域、多くの人に関わりによってなし得るものだと私は信じております。問題が発生したときに、誰が担当だとか、誰の責任というのではなく、それぞれがやるべきことを責任を持ってやること、これが最も重要だと私は考えております。民間の相談所のなすべきことが達成されますことを心から期待して、質疑を終えたいと思います。

○品田委員長 この件につきまして、ほかに発言はありますか。

○横山委員 今の上野委員の質疑を聞かせていただいて、前回の8月25日の委員会での質疑のことも含めて、ちょっと思うところがあるのと、それに対する市教委のお考えがあったらお聞かせいただきたいなというふうに思います。

私も3年前まで、30年間学校現場で仕事をしておりました。8月25日の委員会で示された、学校へ相談されたという件数と学校の対応の件数を見て、正直言って耳を疑ったんですね。中学校ですから、私がいた中学校も含めて、電話による通報だとか、保護者、地域からの様々な情報提供がほぼ毎日のようにあるんですけども、それを今まで門前払いしたようなことは、一教員としてもないし、組織としてもやってこなかったというふうに思っています。ただ、対応が通報された方の意にそぐわなかったようなことだとか、そういった思いをさせてしまったことはあったんじゃないかなというふうに、そこはとても反省をするところなんですけども、少なくとも全く対応しないというようなことがあったということは、やっぱりちょっと信じ難かったですね。

それで、かつての同僚ですとか学校関係の職員の方とこのことに関して、そういうことがあるんだろうかという話もちよっと何人かからお伺いしたんですけども、やっぱり皆さん一様に首をかき上げていらっしゃるんですよ。私も覚えがありますけども、例えば匿名の電話が学校にかかってきて、おたくの学校の生徒だと思っただけでも雪玉をぶつけ合って、どうも何かいじめみたいなことをやっているよって通報されたら、例えば場所も言ってもらえない電話に対しても、僕らは手分けをして校区の中を全教職員で散らばって、情報収集するんですよ。匿名の情報にすらそうなので、誰々だと名乗ったような情報に対しては絶対対応するというふうに信じていますし、私もそうしてきましたつもりなんです。

今後の連携については、先ほど市教委のほうで答弁がありましたので、ぜひ綿密な連携を取っていただきたいと思うんですけども、一方で過去にそういう対応だったということで、常任委員会の中でやり取りがありましたので、非常に不誠実な対応を旭川の小中学校は取っているんじゃないかというふうに一般の方に理解をされてしまったら、それはそれでやっぱり学校の信頼、教職員の信頼を著しく損ねたというふうに私は捉えているんですね。

これだけの数字のギャップがあるわけですから、もう一度、その部分をしっかり精査するべきではないかというふうに思います。学校にも民間の相談機関にもそれぞれ記録があると思いますので、日時や対応した人間だとかの内容について、口頭なのか電話なのか、電話であれば、今では通信記録を取り寄せて確認することもできるわけですから、少なくともしっかり精査をした上で、やっぱり学校の対応に誤りがあったのであれば正さなければいけないと思いますし、その部分について精査するようなお考えがあるのかどうかだけお聞かせいただきたいと思います。

○辻並学校教育部教育指導課長 当該の民間の相談窓口のほうから情報提供がありました学校での相談対応件数と、今回、市教委のほうで調査した件数との違いがありまして、学校、それから当該の相談窓口との認識の違いについては、改めて、当該の相談窓口の方にお話を聞くなどして状況を確認し、把握する必要があるというふうに考えております。

いずれにいたしましても、今後、民間の相談窓口、あるいは地域と教育委員会、学校との連携が非常に大切だというふうに考えておまして、連携する相互に信頼関係がなければ、それは成り立ちませんので、今後、信頼関係の下、こういった形で連携していくことができるのかということに

ついて、引き続き当該の相談窓口と話をしながら、共通理解を図ってまいりたいというふうに考えております。

○品田委員長 そのほかに御発言ございますか。

○能登谷委員 今、上野委員と横山委員からそれぞれ質疑がありました。もともとこのテーマは、8月25日の常任委員会で私が提起した、また、データも調べたし、その内容から始まっている課題ですので、関連して少し追加で聞かせていただきたいというふうに思います。

その際の質疑では、民間の相談室きらきら星では、2020年度は2千650件の相談件数であったと。それ以外の年度のことも詳細に報告しましたがけれども、今日は詳しい項目での件数などは省略したいと思うんですね、既にやっていますから。きらきら星から各学校に、2020年度は小学校に48件、中学校に19件の相談を申し入れたが、対応してもらえない、対応はゼロだったということめぐって、お2人の元教員が信じられない、そんなことはないはずだと思う気持ちは大変よく分かりますし、今も学校全てが不誠実な対応をしているとは私も思っておりません。しかし、実際にそういう調査の内容だったということは真摯に受け止めて、今後の改善策をつくっていかなくちゃならないんじゃないかなというふうに思っています。

8月の答弁でも、今回の上野委員への答弁でも、学校や教育委員会ではそれらの経過が確認できなかったということですね。確認できないから特に問題がなかったのではなく、私は確認できないことが問題なのだと考えています。

民間の相談室きらきら星に具体的に話を聞いてみました。実際の相談カードもありますので、見せていただきました。もちろん守秘義務に関わることがありますので、お名前とか住所とか、相談している詳しい内容については消してもらったものを見せていただいています、問題ないところですね。それで実際に何枚か見せてもらいましたが、やっぱり気になるところがあります。一つの事例では、父親から相談があったということの中で、「子どもがクラスでいじめられている。げんこつで殴られたり、足蹴りされて、青あざが数か所ある。父親が担任に話したが、いじめではない、悪ふざけだと言われた。」青あざができるほどの暴力を受けて、悪ふざけで済ませるんでしょうか。この状況は、いじめの定義に当てはまるのではないのでしょうか、まず確認しておきたいと思えます。

○辻並学校教育部教育指導課長 ただいま委員がお話しされたような行為については、いじめの定義に照らして、いじめに該当するものと考えております。

○能登谷委員 以前の質疑のときにも、いじめの定義について何回か議論させてもらいましたから、当然、これは暴力であって、悪ふざけの範囲ではないと私も思いました。

この事例の相談カードでは、さらにその後、父親同席の下で相談員が担任に電話しています。親子と同席で面談を希望しましたが、教頭が拒否したと記録されています。また、相談員がその後、市教委に電話しました、父親と一緒にね。内容を聞いて教育指導課に回されましたが、電話が切れた、かけ直してもつながらないと。その後も学校から何の連絡も来ないということが記録されています。さらに、父親が道教委にも電話しました。道教委からは調査するとはっきり言われましたが、その後も何ら連絡がないということも記録されています。これが実態なんですよ。

また、別の事例では、部活でいじめられて中1から不登校になったと。中2の現在も不登校だと。部活の教員に話すが、担任に話をしなさいと言われた。それで担任に話をしたら、部活のことは部

活の先生に言いなさいと言われたということが記録されています。いわゆるたらい回しですね。きらきら星に母親から相談があつて、母親から学校にその場で電話してもらうけれども、教頭から部活ではいじめはないと言われた。さらに別な日に、相談員が横について母親が市教委に電話するが、担当に回すと言われて待っている間に電話が切れて、その後何度も電話が切れると。さらに後日、きらきら星の相談員が学校に電話したが、同じように部活ではいじめはないと言って電話を切られた。

これらのように、保護者が学校に相談してもいじめではないと言われる。その後、民間の相談室から相談を申し入れても対応しなかった。それが明確に記録に残っているんですよ。去年のことなのに確認できない。どう見ても学校や教育委員会に問題があるとは言いようがないのではないのでしょうか。

○辻並学校教育部教育指導課長 委員が今お話しされたケースについては、学校への聞き取り調査においては確認できなかったところではありますが、改めて、当該の民間の相談窓口の方にもお話をお聞きするなどして状況を把握し、改善点等について検証を行いまして、今後、民間の相談窓口と学校、教育委員会との望ましい円滑な連携ができるよう、その体制をつくってまいりたいというふうに考えております。

○能登谷委員 前回の委員会質疑も受けて、民間の相談窓口との連携の模索が始まっているということは先ほど来紹介されていますけれども、それじゃ、実際にどのような方向を目指しているのか、伺いたいと思います。

○辻並学校教育部教育指導課長 民間の相談窓口との連携の方向性につきましては、当該の相談室が、いじめなど、学校や教育委員会との連携が必要な相談を受けた場合には、相談者に対して、学校や教育委員会に直接相談するよう助言していただくとともに、相談者の了承の下で教育委員会に相談内容等の情報提供をいただくなど、民間の相談機関へのいじめ等の相談について、学校や教育委員会が把握し、対応できるように当該の相談室の方と教育委員会の職員とが、現在、今後の連携方法等について確認し、共通理解を図っているところでございます。

○能登谷委員 ちょっと具体的なことは分からないんですが。

今回起きています中2女子の遺体発見事案では、ここでも学校にいじめがあると相談していたけれども、いじめではないとされた。その後、痛ましい事態に発展したということなんです。だから、この事態を受けて、旭川市いじめ防止基本方針の見直しが必要になっていますけれども、それらのことはこの間の議論の中でも分かっていますが、民間の相談窓口との連携も課題の一つだということが言われてきています。

本日、事例で示したように、相談者が学校にいじめがあると相談したが、話にならないと。だから民間の相談窓口に相談しているんですよ。最初に学校で受け止めていけば、そんなことにならないんですよ。そして、民間相談窓口から学校や教育委員会に相談しても、8月の委員会からの議論のとおり、結局門前払いにされて話も聞いてもらえなかったということが記録に残っているんですよ。

だから、今後の見直しの中で大事な課題として、まずは相談者の声に真摯に耳を傾けること、それができなかった場合でも、相談者が自分に寄り添ってくれる民間相談窓口や、第三者が付き添って学校や教育委員会に相談できるかどうか、このところが鍵なんじゃないでしょうか。どの段階

からでも相談をしっかりと受け止めることができる体制をつくるのが、私は大事ではないかと思えます。その上で、民間相談窓口との連携も十分に図る必要があるんじゃないかと思えますので、その点での見解を伺いたいと思えます。

○辻並学校教育部教育指導課長 いじめに関する相談対応につきましては、相談者はやっとの思いで、勇気を持っていじめの相談をされているというふうに考えておりますので、相談者が安心して学校や教育委員会に相談できるよう、最大限配慮する必要があるというふうに考えております。そのため、学校や教育委員会は、相談者のお話に真摯に耳を傾けることや、また、個人情報保護に配慮しつつ、相談者の意向を踏まえ、民間の相談室の担当者が相談者に付き添って相談することも可能であるというふうに考えております。

今後、民間の相談機関との連携の在り方について、本市のいじめ防止基本方針に位置づけるなどして各学校に周知し、民間の相談窓口と学校、教育委員会との円滑な連携に向け取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○能登谷委員 質疑はやめますが、冒頭に言ったとおり、信頼回復に努めたいという気持ちは私も分かりますし、信頼失墜のために私は質疑しているわけでもないし、何とかその前に果たすべき役割は議会にはあると思えます。やっぱりきちっとした事実解明、第三者委員会の調査の下でも、その中でも議会でできることはたくさんあるはずですから、その事実解明をしっかりとしていく。そして、今後いじめとか虐待とか、いろんなことが起きないように体制づくりということを議論する上でも、やっぱりいろいろ出し尽くすと。いろんな力も借りるということが私は大事じゃないかなというふうに思っていますので、そのことを述べて質疑を終わりたいと思えます。

○品田委員長 そのほか、この件に関して御発言ございますか。

(「なし」の声あり)

○品田委員長 なければ、以上で予定していた議事は全て終了いたしました。そのほか、委員の皆様から御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○品田委員長 なければ、本日の委員会はこれをもって散会いたします。

散会 午前11時06分